

一般社団法人山口県バスケットボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県バスケットボール協会と称し、英文では「Yamaguchi Basketball Association（略称 YBA）」と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を山口県山口市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 当法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）に加盟し、山口県におけるバスケットボール競技界を統括し、山口県内のバスケットボールの普及および振興を図り、バスケットボールを通じて、山口県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールに関する競技力向上のための技術の研究、調査
- (2) バスケットボール大会、競技会の企画、運営、開催事業
- (3) バスケットボール教室、イベントの企画、運営、開催事業
- (4) バスケットボールチームおよび競技者の登録
- (5) バスケットボール指導者および審判員の育成
- (6) スポーツ施設の管理運営事業
- (7) バスケットボールに関する記録の編集および情報の収集と提供
- (8) バスケットボールに関する優秀選手、功労者の表彰
- (9) バスケットボール用品の販売事業
- (10) バスケットボールに関するキャラクターグッズの企画・制作・販売事業
- (11) バスケットボールに関する音楽媒体・映像媒体の企画・制作・販売事業
- (12) バスケットボールに関する書籍の企画・制作・販売事業

- (13) バスケットボール興業の企画・運営・開催事業
- (14) バスケットボール興業に関するチケット販売事業
- (15) バスケットボールに関する知的財産の管理事業
- (16) JBA との連携および JBA 事業の推進
- (17) 公益財団法人山口県体育協会との相互連携
- (18) 前各号に掲げる事業に付随または関連する事業

第3章 加盟・遵守義務

(加盟義務)

第6条 山口県を代表する唯一の団体として、JBA および中国バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第7条 当法人および当法人の会員は JBA の定款、基本規程およびこれに付随する諸規定ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）および FIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA,FIBA,FIBA ASIA,CAS および JSAA の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第4章 会員

(種別)

第8条 当法人の会員は、次の3種類とする。なお、正会員をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体。
- (3) OB 会員 当法人の発展に貢献した個人。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準により理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

3 OB 会員になろうとする者は、社員総会において別に定める基準により理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

(経費の負担)

第10条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 定期的に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が 3 回に達したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(脱会)

第 12 条 会員はいつでも脱会することができる。ただし、1 ヶ月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前にまでに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
- (3) 当法人が所有し、または管理する知的財産権を故意に侵害したとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利および義務)

第 14 条 会員が第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第 15 条 当法人は会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 16 条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

第5章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第18条 社員総会は正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第19条 社員総会は、当法人の運営に関する次の各号について決議する。

- (1) 入会の基準ならびに会費および入会金の金額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事および監事の選任ならびに解任
 - (4) 役員の報酬額およびその規定
 - (5) 一般法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
 - (6) 定款の変更
 - (7) 長期借入金および重要な財産処分ならびに譲受け
 - (8) 解散
 - (9) 合併および事業の全部ならびに事業の重要な一部の譲渡
 - (10) 貸借対照表および損益計算書の承認
 - (11) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第20条第2項2号または第21条第3項所定の書面に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面または電磁的方法により開催請求があったとき。
- (3) 開催地は、主たる事務所の所在地または理事会の議決により決定された場所において開催する。

(招集)

第 21 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の 1 週間前までに（書面投票または電磁投票を認める場合は 2 週間前までに）書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第 23 条 社員総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 24 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項およびこの定款に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散および継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令または本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第 25 条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 理事または正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時および場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数（書面評決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む）
 - (4) 審議事項および決議事項
 - (5) 議事の経過の要領およびその結果ならびに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席した理事ならびに正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名または電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

第 6 章 役員

(役員の設定等)

第 28 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 25 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、代表理事 2 名以内を置き、理事会の決議により選定する。
- 3 代表理事 1 名を会長とし、代表理事 2 名を置く場合は 1 名を理事会で選定する。
- 4 理事のうち、5 名以内を副会長とし、19 名以内を業務執行理事とする。
- 5 業務執行理事のうち 1 名を専務理事とし、5 名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事ならびに常務理事および業務執行理事は理事会の決議により理事

の中から定める。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事（清算人も含む）のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び同第11号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（理事の職務権限）

第30条 会長は、当法人を代表し。その業務を統括する。

- 2 副会長は。会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は専務理事を補佐し、業務を分担執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 6 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第31条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行う恐れがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他一般法人法で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第28条に定める定員を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 理事及び監事は、その他位にふさわしくない行為があったときは、社員総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引。
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第36条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、および社員総会の目的事項の決定。
 - (2) 規則の制定、廃止および変更に関する事項。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督。
 - (5) 会長、副会長、専務理事、常務理事、業務執行理事の選定および解職。
 - (6) 各種の連盟(以下「連盟」という)および各市の協会(以下「市協会」という)の事業ならびに行事の承認。
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 重要な使用人の選任および解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - (6) 第 36 条第 1 項の責任の一部免除および同条第 2 項の責任限定契約の締結。

(種類および開催)

第 39 条 理事会は通常理事会および臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、4 か月に 1 回、毎年計 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電子的方法により会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(4) 前第 2 号および第 3 号の請求があった日から 5 日以内にその要求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事または監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 前条第 3 項第 4 号の場合を除き、理事会は会長が招集する。

2 会長は前条第 3 項第 2 号および第 3 号に該当する場合は、その日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して書面または電子的方法において、その通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、副会長の中から、あらかじめ定めた手順により選出し、これに当たる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、決議に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 43 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事全員が書面または電子的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席理事のうち、その会議で選出された 2 名と監事が記名押印の上これを保存する。

第 8 章 基金

(基金の拠出)

第 47 条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第 48 条 基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 49 条 基金の拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までにその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 50 条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第 51 条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を、代替基金として積み立てるものとする。ただし、この基金の取崩しは行わないものとする。

第 9 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 52 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 資産は、基金およびその他の資産とする。

(財産の管理)

第 53 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 54 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 55 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 56 条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 57 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 4 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金)

第 58 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正社員の半数以上が出席し、総正社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第 59 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に

公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他公益法人の会計慣行をしん酌しなければならない。

(余剰金の処分制限)

第 60 条 当法人は、会員その他の者に対し余剰金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する余剰金の配分をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 61 条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

第 10 章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第 62 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第 63 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第 64 条 当法人は、一般法人法第 148 条の事由（同条第 3 号の事由を除く）によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決により解散することができる。

第 11 章 委員会の設置

(委員会)

第 65 条 当法人は事業を円滑に推進するために、委員会を設置することができる。委員会の委員は、会長または学識経験者等のうちから理事会において選任する。

2 委員会の任務、構成、および運営について必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 12 章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長ならびに顧問および参与)

第 66 条 当法人に役員のほか、名誉会長ならびに顧問および参与を置くことができる。

2 名誉会長ならびに顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために

要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長ならびに顧問および参与の職務)

第 67 条 名誉会長ならびに顧問および参与は、会長ならびに理事会および社員総会の諮問に応え、会長ならびに理事会および社員総会に対し、意見を述べることができる。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 68 条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務所を置く。

- 2 事務局は、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類および帳簿の備置き)

第 69 条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 社員総会で議決権の行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決権行使書
- (5) 社員総会の議事録（電磁的記録によるものを含む）
- (6) 書面決議等の同意書
- (7) 理事会の決議を省略した場合の同意書（電磁的記録によるものを含む）
- (8) 理事会の議事録（電磁的記録によるものを含む）
- (9) 会計帳簿
- (10) 計算書類または附属明細書
- (11) 監査報告書
- (12) その他法令で定める書類および帳簿

第 14 章 情報公開

(情報公開)

第 70 条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況および運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第15章 加盟団体等

(加盟団体)

第71条 当法人は、当法人の傘下に、バスケットボール競技の普及および発展を図るため、連盟および市協会を置くことができる。また、連盟および市協会は事業および行事に関して、理事会の承認を得なければならない。

(資格喪失)

第72条 連盟および市協会は、次の事由によって加盟団体の資格を喪失する。

- (1) 連盟および市協会の解散
- (2) 除名

(除名)

第73条 連盟および市協会が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会および社員総会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またその目的に違反する行為のあったとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき

(会費)

第74条 連盟および市協会は、毎年別に定める会費を納入しなければならない。

(その他の団体)

第75条 当法人は、別途理事会が認定する団体を「認定団体」とすることができる。

(その他)

第76条 連盟ならびに市協会およびその他の団体に関する事項は別に定める。

(チーム加盟・競技者登録)

第77条 JBAならびに当法人の実施する事業に参加しようとするチームおよび競技者は、JBAならびに当法人にチーム加盟および競技者登録をしなければならない。

これは、当法人の現行の定款に相違ありません。

令和 2年 4月 1日

一般社団法人山口県バスケットボール協会
代表理事 川 武 修